

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 本学部は、工学と理学を融合し、自らの課題を探究する高い学習意欲と柔軟な思考力を有し、国際基準を満たすゆるぎない基礎学力と高い専門知識を備えるとともに、豊かな人間性と高い倫理観を有する人材を養成する。

(プログラム)

第3条 本学部の理工学科に、次の各号に掲げるプログラムを置く。

- (1) 数理科学プログラム
- (2) 知能情報システムプログラム
- (3) DX人材育成基盤プログラム
- (4) 物理学連携プログラム
- (5) 電気エネルギー・電子工学プログラム
- (6) 機械工学プログラム
- (7) 知能機械システムプログラム
- (8) 生命・物質化学プログラム
- (9) 地域環境科学プログラム
- (10) 建築学プログラム

(プログラムの目的)

第3条の2 プログラムの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 数理科学プログラム
科学の基盤としての数理的知識・推論能力を身につけ、数学的方法の活用を通じて理工学の諸分野と連携し、社会の諸課題の解決に寄与できる人材を養成すること。
- (2) 知能情報システムプログラム
情報科学を基礎とし、計算機科学を駆使して現代社会の情報化を推進し、IoTによるデジタル化やAI・データ科学の技術を活用して、新たな知的ITシステムのデザイン・構築に貢献できる人材を養成すること。
- (3) DX人材育成基盤プログラム
デジタル社会を技術で支える将来のリーダーとなるべく、潜在的課題の発見・解決、非常事態におけるデジタルインフラの速やかな回復・復興、更には新しい付加価値の創造を主導できるDX人材に必要な基盤スキルを有する技術者を養成すること。
- (4) 物理学連携プログラム
力学、電磁気学などの基礎科目を通じて物理の原理・法則を学び、流体力学などの応用科目や卒業研究を通じて未知の課題に対する探究力を養い、物理学を基盤にして科学技術の進展に貢献する人材を養成すること。
- (5) 電気エネルギー・電子工学プログラム

数学・物理と電気電子工学を融合的に学び、電気エネルギーと電子情報工学の分野から持続可能な未来社会の構築に寄与できる、創造性と専門性を備えた人材を養成すること。

(6) 機械工学プログラム

最先端の機械工学の知識を基礎に、脱炭素社会実現のためのエネルギー変換機器や、高効率で環境負荷の低い低炭素型機械の設計・開発ができる人材を養成すること。

(7) 知能機械システムプログラム

機械工学、電気工学、制御工学、情報工学などを広く学び、ロボティクス、サイバネティクスなどのメカトロニクス分野に関する知見を身につけ、Society 5.0を迎える社会の実現を支える技術の開発に貢献できる人材を養成すること。

(8) 生命・物質化学プログラム

基礎化学の知識と物質・材料化学及び生物化学の専門知識・技術を有し、それらを活用する能力をもち、地域・企業から地球環境にわたるさまざまな課題解決に生かし、脱炭素・持続可能な社会の構築に貢献できる人材を養成すること。

(9) 地域環境科学プログラム

防災・減災、都市・地域環境、土木の観点をふまえて、地質・水環境・生態系を含む地域環境、地球規模での気象状況など、幅広い視点からの環境理解に基づき、持続可能な地域社会の構築と発展に貢献できる人材を養成すること。

(10) 建築学プログラム

最先端の建築構造、材料施工、建築環境・設備と建築設計等を学び、安全・安心で環境と調和のとれた持続可能な建築とまちづくりに貢献できる人材を養成すること。

(理工学教育プログラム及び技術者教育プログラム)

第4条 本学部のプログラムに、次の各号に掲げるとおり理工学教育プログラム及び技術者教育プログラムを置く。

(1) 理工学教育プログラム

プログラム	理工学教育プログラム
知能情報システムプログラム	知能情報システムプログラム
建築学プログラム	建築システムプログラム

(2) 技術者教育プログラム

プログラム	技術者教育プログラム
知能情報システムプログラム DX人材育成基盤プログラム	知能情報プログラム
機械工学プログラム	機械工学プログラム
建築学プログラム	建築プログラム

2 理工学教育プログラム及び技術者教育プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成)

第5条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、その科目区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要と認められるときは、教授会の議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(卒業の要件)

第6条 本学部卒業の要件は、本学部の定めるところにより、教養教育科目及び専門教育科目に係る所定の単位を修得しなければならない。

(履修方法及び手続)

第7条 学生は、本学部の定めるところにより、授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目の履修方法及びその手続に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第8条 各学期において履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部学生の授業科目の履修)

第9条 他学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障をきたさないと当該授業科目の担当教員が認めた場合に許可するものとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ45時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項各号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位数については、別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第11条 成績評価基準等については、本学部の定めるところにより、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(成績評価等)

第12条 授業科目の成績評価は、当該授業の担当教員が行う。

2 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験及びその他の審査の成績評価表を、次の各号に掲げる試験又は審査ごとに、当該各号に掲げる期間内に提出するものとする。ただし、第1号及び第3号の期間に、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号）第27条第1項第14号の特別休暇のうち、国立大学法人大分大学が指定する連続した3日は含まない。

(1) 定期試験等 試験終了後10日以内

(2) 追試験及び再試験 試験終了後10日以内

(3) その他の審査 審査終了後10日以内

3 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 第1項の成績評価に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。
- 5 疑義の申し出があった場合の取扱いについては、別に定める。

(単位修得の認定)

第13条 履修した授業科目の単位修得等の認定に係る試験及びその他の審査に合格した者に対し、当該授業担当教員が単位修得等の認定を行う。

(教育課程の修了の認定)

第14条 本学部に所定の修業年限以上在学し、第6条に規定する卒業要件単位数以上を修得した者に対し、教授会の議を経て、教育課程の修了を認定する。

(他学部の授業科目の履修)

第15条 本学部の学生が他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該他学部の定めるところにより、履修することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 本学部において教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定により、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学則第26条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、別に定める。

(修業年限の通算)

第18条 学則第15条の規定により、本学部の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学部に入學する場合、教授会の議を経て、単位数に応じて相当期間を修業年限に通算することができる。

(第3年次編入学)

第19条 第3年次に編入学を志願する者の選考の方法等に関し必要な事項は、別に定める。
2 前項の規定により入学を許可された者の既履修した授業科目及び単位数の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学、編入学及び転入学)

第20条 学士入学、編入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 退学した者(学則第63条に規定する退学者を除く。)又は除籍された者が、退学又は除籍の日の前日に属するプログラムに再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。
2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は、別に定める。

(転学部及び転プログラム)

第22条 転学部及び転プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年理工学部規程第4号）

この規程は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和5年理工学部規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学理工学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年理工学部規程第7号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学理工学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。